

議員提出議案第6号

手話言語法の制定を求める意見書について

このことについて、生駒市議会会議規則第13条の規定により、上記の議案を提出する。

平成26年6月 日

提出者 山田耕三

賛成者 伊木まり子

〃 吉村善明

手話言語法の制定を求める意見書

手話とは、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

日本における差別の撤廃を求める動きの中、平成15年、障害者権利条約を話し合う国連E S C A P（アジア太平洋経済社会委員会）において、世界ろう連盟の日本人理事により「『言語』には音声言語と手話が含まれる」という文言が提案され、草案に盛り込まれた（バンコク草案）。その結果、平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

我が国では、政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に改正された障害者基本法において「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることを明記し、本年1月に障害者権利条約を批准した。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に周知し、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要である。

よって、国においては、下記事項を講ずるよう強く要望する。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に周知し、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として

普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月 日

生 駒 市 議 会